

災害時における社員の 安全な通勤、無理のない勤務を考慮せよ！ 熱中症対策のため、柔軟な対応をせよ！ 異常気象と事故防止についての業務委員会

本部は10月23日、一連の異常気象と事故防止、その他安全に関する申し入れ（『申第11号』）に対する業務委員会を開催しました。

この申し入れは、基本協約第238条（3）に基づき経営協議会の開催を要求しましたが、会社はこれを拒否し、業務委員会での開催となりました。また、申し入れの回答も、3項目中2項目を業務委員会で回答し、1項目は窓口で回答するなど、会社は労使協議の形骸化を図りました。

台風による計画運休については、利用者の安全確保や旅行計画の見通しができるなど、評価できる点がある一方、勤務采配については課題が残りました。具体的には、公共交通機関が麻痺した状態で出勤や帰宅を命じる管理者がいる現実を訴え、社員の安全確保を強く要求しました。

熱中症については、8月末で36名の社員（含、関連会社、昨年より増）が発症しました。本部は、熱中症が発生しやすい場所の設備改善、制服の柔軟な着用を要求しました。